

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロー①）に基づく認定について

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式ロー①で認定申請できるのは、次に該当する方です。

- ・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる中小企業者
- ・営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する中小企業者

- ❖ 確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(令和5年7月改定)の細分類で確認
⇒(参考)総務省統計局ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ❖ 確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)
⇒(参考)中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

[認定要件]

次の①～③のすべてを満たすこと

- ①大阪市内に事業所(注1)を有すること。
- ②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。(❖確認手順②参照)
- ③原油等の仕入額の上昇等に係る要件

- ア) 企業全体について、原油等の最近1か月間(注2)の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。(原油等の仕入単価の上昇率)
- イ) 企業全体について、売上原価に対する原油等の仕入額の割合が20%以上あること。(原油等への依存率)
- ウ) 企業全体について、最近3か月(注3)の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期の売上高に占める原油等の仕入額の割合を上回っていること。(製品(注4)等価格転嫁の状況)

(注1) 法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

(注2) 最近1か月間：原則、申請月の属する月の前月のことをいいます。

例) 8月に申請する場合は、7月(ただし、未集計の場合のみ6月でも可)

(注3) 最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、5・6・7月

(ただし、未集計の場合のみ、4・5・6月でも可)

(注4) 製品とは、揮発油、灯油、軽油、その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む)をさします。

[認定申請時の提出書類]

提出書類	説明
認定申請書、計算書(ロー①)	本市所定様式
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。 ○法人の場合：履歴事項全部証明書(写)(3か月以内のもの) ○個人の場合：確定申告書【第一表】(直近のもので、税務署受付が確認できるもの)
許認可等(写)	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類(パンフレット等)	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類(履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。)
計算書(ロー①)に記載した	
・最近1か月及びその前年同月の原油等の仕入額及び仕入数量を確認できる書類(仕入帳、領収書、納品書、請求書等の写し)	
・各月の原油等の仕入額を確認できる書類(仕入帳、領収書、納品書、請求書等の写し)	
・最新の売上原価及び最新の売上原価に対応する原油の仕入額を確認できる書類(決算書、試算表等の写し)	
・各月の売上高を確認できる書類(試算表、売上台帳等の写し)	

【次ページも確認してください】

[その他]

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・ 本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・ 認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。
- ・ 令和8年3月より、提出書類から「認定申請書（控）」を削除しました。なお、令和8年3月31日までは改正前の旧様式による申請も受付します。

[お問い合わせ先・受付窓口]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館12階